

## 山口地方裁判所委員会（第25回）議事概要

- 1 日時 平成27年6月8日（月）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者
  - (1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

宇田川基，大寄淳，小野寺雅子，小松武士，佐々木直美，中山修身，矢次巧，山元浩，湯木和則，豊嘉哲
  - (2) 説明者  
刑事次席書記官
  - (3) 事務担当者  
事務局次長，総務課長，総務課課長補佐，庶務係長
- 4 議事の概要
  - (1) 委員長挨拶
  - (2) 新任委員自己紹介
  - (3) 報告「第24回山口地方裁判所委員会での御意見を踏まえた取組について」（総務課長）
  - (4) 議題「裁判員裁判の広報について」
    - ア 裁判員裁判の実施状況等について（刑事次席書記官による基調説明）
    - イ 裁判員裁判の広報活動等について（総務課長による基調説明）
    - ウ 意見交換  
意見交換の要旨は別紙のとおり
  - (5) 次回の意見交換のテーマについて  
「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みについて」をテーマに意見交換を行うことになった。

(6) 次回開催日の決定

平成28年2月26日（金）午後2時

(別紙)

### 「裁判員裁判の広報について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，□説明者)

- ◎ 裁判員裁判は幅広く国民が参加する制度であるため，国民の理解と協力が必要不可欠な手続であるが，現在の，出席率の低下や辞退率の増加という状況は，国民の理解と協力の度合いが減少していることの表れではないかという不安が生じている。他方，広報は，裁判員裁判開始当時は予算を投入して大々的に行ってきたが，現在は特別な予算がないため，裁判員裁判の現場である裁判所が工夫しながら広報を行っていかねばならない状況であるので，広報の仕方や対象，内容について御意見を伺いたい。
- 裁判員経験者に対するアンケートには，もう一度裁判員をやりたいと思うかという問いが無いが，日常では経験し得ないことを経験すれば良い経験と感じたと答えるであろうから，もう一度やりたいと思うかどうかを問うべきではないか。
- 裁判員経験者に対するアンケートの内容は全国統一であり，もう一度やりたいかを問う項目は無いが，裁判員経験者の意見交換会等で意見が出ることはあり，経験者には，制度の重要性や意義は理解していただけていると感じている。
- 司法への国民参加は，選挙と同様，民主化に向けての施策であり，選挙管理委員会はポスターを作るなどして広報を行っている。同じ国政参加という観点からすれば予算が取れないはずはないと思うが，広報の予算措置が無くなったのはなぜか。
- 裁判員法附則3条で，国は必要な環境の整備に努めなければならないと定められているので，予算がかからない方法を検討するのではなく，予算を付けるよう図るべきではないか。
- 予算の配分は山口地裁独自で決められるものではない。裁判員裁判の現場であ

る裁判所で工夫して、いろいろな広報をしていかなければならず、裁判所見学等の場合は広報の良い機会であり特別な予算も不要であるので、山口地裁でも広報を行っているが、受け身である。一方、外部に出向いたり、外部機関に広報を委託したりすると予算が必要となるが、その予算が無いのが現状である。

- ◎ 予算が無い中での広報の工夫として出前講義というものがある。山口地裁が行った出前講義について事務担当者の方から説明されたい。
- 総務課長より、山口地裁が平成26年11月に実施した出前講義について説明。
- ◎ 裁判官が外部で講演等をする際、広報用の話をするだけでなく、裁判員経験者にも参加していただき、具体的な感想を話していただくことで裁判員裁判への理解が深まり、参加意欲を向上させることができると期待している。資料を配るだけでは効果がないので、裁判官や裁判員経験者が直接具体的に話をしていくことがこれからの広報の方針である。大規模な広報ではないが、これを繰り返すことが広報としての意味を持つと考えているが、それについて御意見はあるか。
- 国民の裁判員裁判への参加意欲を向上させる最も効果的な広報は、裁判官が直接話をする事だと思う。
- 各行政機関や弁護士会等、様々な機関がそれぞれ出前講義を行っているため、受入先が無い場合がある。出前講義は有効であるが、新たな受入先の発掘が困難な現状であるため、次の一手を考える必要がある。
- ◎ 弁護士会で行っている出前講義について説明していただきたい。
- 若手弁護士が、学校だけでなく、商工会議所等、各種法人や団体に受入れを依頼し、出前講義を行っている。弁護士自身が講義をするので受入団体に費用は発生しない。裁判所や検察庁にご理解いただき、弁護士会に話を持ち掛けていただければ、「裁判員に選ばれた場合の労働者の立場」というように、裁判員裁判に労働問題等様々な内容を絡めたテーマ設定をすることで、受入先

を発展させることができるのではないか。

- 複数の機関が共催で出前講義を開催すれば、マスコミは取り上げやすい。辞退者の増加は、裁判員経験者が身近にいないために裁判員に選ばれるという実感が無いということも原因の一つだと思われるため、裁判員経験者の様々な経験談を直接聞くことは有効な広報であると思うが、裁判員経験者の数が少ないため、効果も小さい。直接顔を合わせる広報だけでなく、インターネット等を利用して、普段裁判所に接しない人たちにも広くアピールすることが必要であり、以前よりも安価でできるはずなので、そのための予算を取るべきである。
- 裁判員裁判開始当時、下関の5つのロータリークラブ全部に当時の山口地検下関支部の支部長が広報に来られた。話の内容が面白かったという感想もあったが、検察官を初めて見たという感想が多数あった。裁判官や検察官を実際に間近で見るということは広報として劇的な効果があると感じた。山口地裁所長、山口地検検事正、弁護士会会長による記者会見の際は、多数の記者が取材に来た。
- ◎ 検察庁では何か広報が行われているか。
- 検察庁では、現在は積極的な広報は行っていない。山口地検で行っていることは、中学校からの職場体験や出前講義の依頼の受入れ、市民講座での講演等である。現在は、裁判員制度自体は認知されているので、広報の内容を検討していかなければならない。仕事がある方にとっては平日、午前9時から午後5時まで拘束されることについて抵抗感が大きく、喜んで参加していただくことは期待できないように思う。
- ◎ 裁判員裁判の広報の目的は、不安要素を取り除くことと、利点を理解していただくことである。裁判員が出頭しやすくするために、裁判員裁判を運用する裁判官が様々な努力している。それについて、裁判官委員から説明されたい。
- 裁判体として裁判員の負担軽減のために意を払っている代表的なことはコンパ

クトで分かりやすい審理や判決の実現であるが、その点は、山口地裁においては、検察官や弁護士といった、訴訟関係人の理解と協力の下、実現できていると認識している。

- ◎ 検察庁や弁護士会においては、どのような努力をされているか。
- 検察庁としては、審理をコンパクトにし、資料を分かりやすくして、分かりやすい裁判を実現することで、裁判員に裁判を理解していただき、適切な評議や判決を実現することを目指している。裁判員から分かりにくいという意見が出れば、改善したい。
- 弁護士会も検察庁と同意見である。弁護士会では事件ごとに勉強会を行っているが、アンケートでは弁護士についての評判が悪いので、改善していきたい。裁判員の広報の目的は、国民の参加意欲の向上であると思うので、そのためには、裁判官や検察官が、裁判員のため工夫していることなどについて直接話をするのはとても効果的であると思う。
- ◎ 参加意欲を向上させ、出席率を上げるためには、どのような内容の広報をすべきか。
- 辞退が認められる事由に変化が無いのに辞退者が増えているので、広報というより制度自体の問題なのではないか。広報の方法として出前講義という話が出たが、裁判員裁判について関心がある人が少なく、関心が無い人に関心を持ってもらうことは大変難しいので、その方法を検討しなければならない。テーマを「裁判員制度」とすると難しさを感じるので、「裁判官と語り合えよう」のような分かりやすいテーマにすると反応が違うのではないか。また、裁判員候補者を増やすことで意識付けをすることができるのではないか。
- 裁判員裁判に関心がないのは、裁判員経験者が身近にいないためだと思う。
- 裁判員に選ばれた際の不安や悩みを解消するため、インターネットで検索した際に適切な情報サイトに導くことができるようにしたり、相談窓口を設けたり

することが必要である。適切な情報を提供することで不安を解消し、前向きな姿勢になっていただける。

- 裁判員候補者に送る調査票にコールセンターについて記載しており、コールセンターでは、あらゆる質問に答えているが、評判は聞いていない。
- 裁判員候補者に選ばれたことは口外できないため相談することが難しい。裁判員に選ばれたがどうしたらよいかという相談を受けたことがあるので、コールセンターについてもっと周知すべきではないか。
- 裁判員についてケアを手厚くすることが必要であり、裁判員経験者に良い印象をもってもらって、それを広げてもらうというサイクルを作らなければならない。裁判員経験者の良い感想が、裁判員についてのプラスの声を形成するのではないか。
- 裁判員裁判を理解してもらうための最も良い方法は、実際に裁判を傍聴してもらうことである。学校等に呼びかけ、傍聴に来てもらうなど、弁護士会も協力できると思う。
- 裁判員は国民の義務でもあるので、制度についての正確な情報を粘り強く繰り返し伝えていくことでネガティブな情報を取り除くことができる。選挙管理委員会の広報の工夫を参考に、国民の参加意欲を向上させ、次世代に繋げていくことが必要である。
- 大学生の傍聴は広報に繋がると思う。興味のある内容をきっかけにまずは集まってもらい、その中で本来の目的について説明し、知ってもらうことが必要である。
- ◎ 大学での出前講義はどうか。
- 裁判官に来ていただけるのであれば学生は喜ぶと思うし、関心のある学生は確実にいる。
- ◎ 出前講義の受入先について意見はないか。

- 消費者団体の総会や研修の場，ロータリーや青年会議所等の地域団体の例会の場等があるが，例会は時間が30分程度と短い。萩の法律相談センターでは萩市及び長門市と合同でイベントを行っており，300人程度集まっている。

以 上